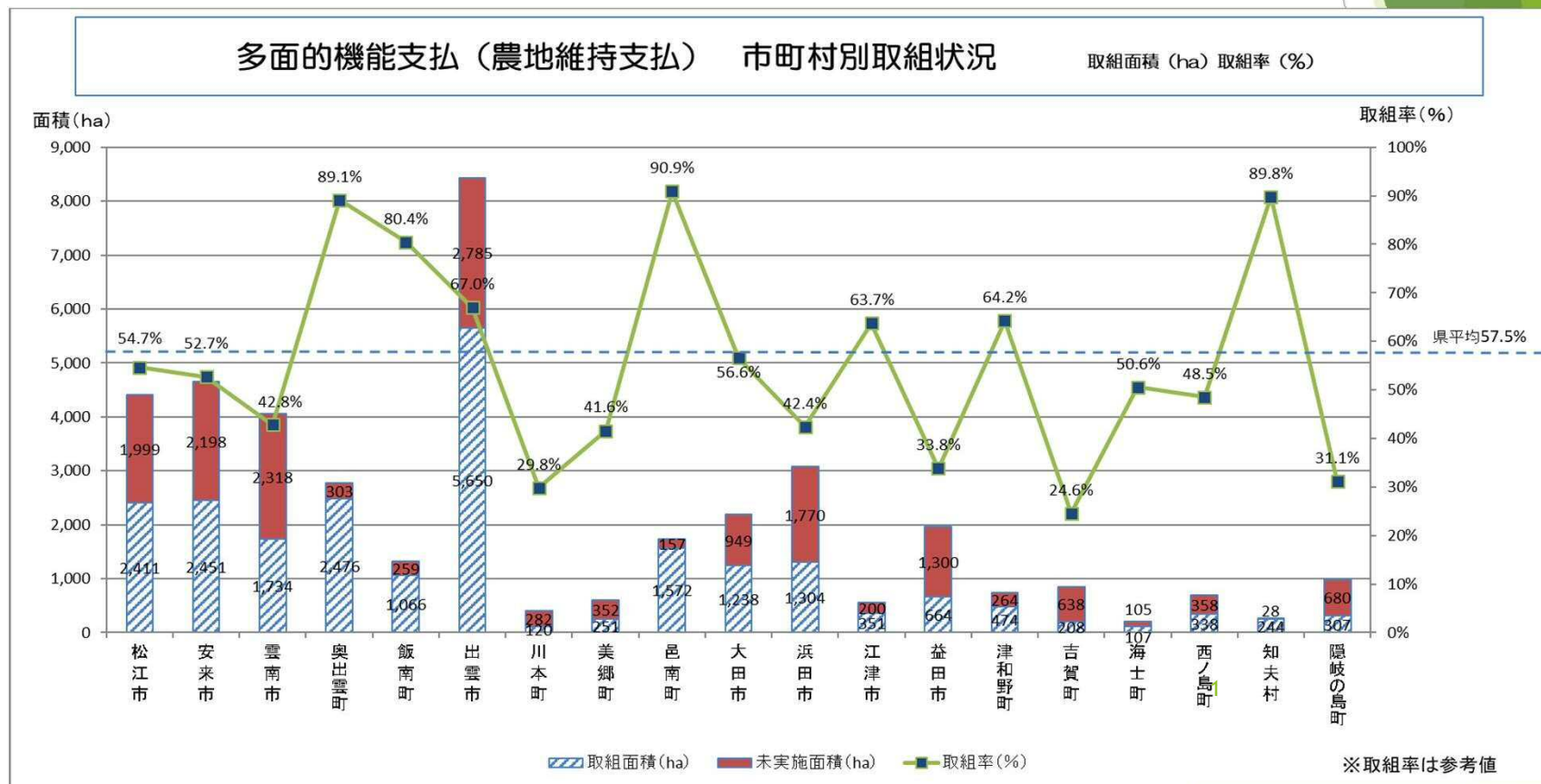


令和5年度の取組状況について

●農地維持支払の市町村別取組状況（令和5年11月30日時点）

- ①農地維持支払については、県内全市町村において実施されており、618組織22,966haで取り組まれている。
県全体の取組率は約57.5%となっている。
- ②令和4年度の農地維持支払の取組実績と比較すると、活動継続を断念した組織はなく広域化により2組織の減はあったが、6つの新規組織の設立により対象組織数は3組織増加し、取組面積は86ha増加している。
- ③平成19年度の制度開始以降最大の取組面積となっている。



令和5年度中国四国農政局抽出検査について

中国四国農政局が、各県の市町村と活動組織を抽出して毎年行う検査で、令和元年度から令和5年度までに県内全ての市町村を検査することとなっています。

【農政局確認事項】

- 活動記録と金銭出納簿、通帳、領収書の4点チェック（収支実績）
 - 活動計画書に位置付けた活動項目の実施状況確認（事業成果）
 - 総会について
 - ・成立要件の確認
 - ・議事録の有無
 - ・会計監査の適正な実施
 - ・決定事項等、構成員全員への書面周知
 - 日当等根拠（内規等により整理されているか）
- 以上4点は、毎年確認されています。

また今年度より会計事務に関するヒアリングが追加され、以下について確認がありました。

- 会計事務の体制
- 会計事務のチェック体制
- 現金の取り扱い（受領確認含む）
- 引出し等のチェック体制

これに加え、年ごとに特定テーマが加わります。
今年度は、「資源向上（長寿命化）の外注手続き」が特定テーマでした。

※令和6年3月31日までに、最寄りの市町村から変更認定を受けてください。

5農振第1843号
令和5年10月17日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部農地資源課長

多面的機能支払交付金の施策の評価の延期に伴う活動期間に係る取扱いについて

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。)の第3の1に基づき実施する施策の効果の評価については、令和5年度に実施する予定でしたが、食料・農業・農村基本法の検証・見直しの動向を踏まえる必要があることから、評価年度を1年間延期し令和6年度に実施することになりました。併せて、施策の効果の評価に基づく制度の見直し等(以下「制度の見直し」といいます。)についても1年間延期することにしました。

これに伴い、令和5年度を活動終了年度とする活動組織の活動期間の変更に関する取扱いについて、下記のとおり定めたところです。

このことについて、貴職から管内の県に対して周知するとともに、県から管内の市町村等に周知するようお願いします。

記

- 1 令和5年度を活動終了年度とする活動組織が、制度の見直し(令和7年度～)と次期活動開始年度を合わせることを理由に、現計画の活動終了年度を令和6年度に変更することが可能です。

この際、以下の①及び②の手順に従い、事業計画の変更(以下「簡素化変更」といいます。)を行うことができるものとします。

ただし、この簡素化変更が適用されるのは、事業計画の変更内容が実施要綱別紙1第5の5の(1)のオ及び別紙2第5の6の(1)のオに規定する活動期間の延長のみの場合に限るものとし、面積、事業量、単価の変更(令和6年度から新たに実施要綱別紙2第6の2の(1)のイに該当することになる場合を含みます。)等が生じる場合は通常の事業計画の変更手続を行うものとします。

- ① 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」といいます。)様式第1-1号から第1-3号の申請書類の記載内容を、別添のとおり簡素化することができ、同様式第1-4号及び第1-5号については、記載内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。
- ② 実施要綱別紙1第5の4の(1)及び別紙2第5の5の(1)の事業計画書と併せて提出するものについて、記載内容に変更がないものは提出を省略することができます。

- 2 活動期間を延長した場合の要件等の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ① 実施要綱別紙1第4の2に基づく、地域資源保全管理構想は、令和6年度(現事業

計画の6年目)までに策定すること。**※単純な後期延期のみが対象**

- ② 実施要綱別紙2第6の2の(1)のウのc水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動の支援を受ける場合において、該当する活動cの(a)又は2(b)に規定する5割以上を達成する期限は、令和6年度(現事業計画の6年目)までとすること。
- ③ 実施要綱別紙1-2第4の1の(1)の3)のアに基づく、遊休農地発生防止のための保全管理に取り組む場合は、令和6年度(現事業計画の6年目)までに遊休農地を解消すること。

3 また、活動期間を延長する場合、以下の点に留意してください。

- ① 実施要綱別紙1第6の2の(1)のただし書き規定に基づく、農地維持支払交付金に係る変更前の地目の単価の適用は、活動期間延長前の令和5年度までとし、令和6年度は適用しません。
- ② 実施要綱別紙2第6の2の(1)のウのa及びbに基づく加算単価、同第6の2の(3)に基づく交付額は、活動期間を延長前の令和5年度まで交付するものとし、令和6年度は交付しません。

※実施要綱別紙2第6の2の(1)のウ a・・・多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援
b・・・農村協働力の新可児に向けた活動への支援

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第148号

2023. 11. 1発行

島根県農地・水・環境保全協議会

多面的機能支払交付金における組織間意見交換会を開催

島根県農林水産部農山漁村振興

9月28日多面的機能支払交付金における組織間意見交換会が奥出雲町で開催しました。

この会は、活動組織間で活動の紹介や活動を継続するための工夫などについて意見交換をしていた
だき、組織間の横の繋がりを作ることで、活動の質的向上を図り、活動の幅を広げることを目的とし
て島根県が主催で行ったものです。

奥出雲町では、9広域協定（旧町村単位）で多面的機能支払交付金に取り組み、各広域協定と
も、役員の中に2名のコーディネーター(事務局)を設け、活動の推進や事務、会計のとりまとめを行
っていらっしやいます。

それぞれの広域協定の活動の様子や問題点

【活動について】

- 草刈り隊の活動事例
- 田んぼダムへの取り組み
- 長寿命化の交付金を一括で管理（大きな工事に取り組みやすい。）

【事務運営について】

- 事務局を設け、相談に来やすいようにしている。
- 若い人を事務局に取り込み、現在育成中。

【問題点・要望】

- 事務局の後継者不足。事務局の選定が難しい。
- 長寿命化の交付が遅くなると積雪で工事ができない。早く交付をしてほしい。
- 中山間と多面支払の活動期間を合わせたい。



意見交換会(奥出雲町)

皆様のお話を聞く中で、広域協定内の各集落間の予算配分や工事の優先順位の付け方、各集落や参
加団体との調整を担うコーディネーターの役割や、事業推進、事務処理のための拠点（事務所）づく
り等、広域協定毎に工夫されていることが分かりました。

このように、身近な組織の情報も、活動の質的向上を図る契機になると感じました。

来年度以降も、このような意見交換会が市町村毎に行う予定です。皆様のご意見を事業の推進に
役立ててまいります。

奥出雲町の広域協定の皆様、ありがとうございました。